



# 金 沢 市 公 報

第 2 9 9 9 号

令和2年(2020年)3月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

| ◎ 目 次  | ページ |  |
|--|-----|--|
| ● 告 示  |     | ○教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について ( " ) 4 |
| ○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)                              | 1   | ○合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数について ( " ) 4         |
| ○自転車等を撤去し、保管したことについて ( " )                                   | 2   | ○合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数について ( " ) 4 |
| ○土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について (資産税課)                          | 3   | ● 監査公表   |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業者の指定について (障害福祉課)        | 3   | ○監査公表 (第2号) (監査事務局) 4                          |
| ○道路の供用の開始について (道路管理課)  | 3   | ● 消防局公告  |
| ● 選挙管理委員会告示  |     | ○消防車のサイレンの使用について (2件) (警 防 課) 5                |
| ○条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数について (選挙管理委員会)                | 3   | ● 公営企業告示                                       |
| ○議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について ( " ) | 4   | ○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課) 6       |
|  |     | ○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について ( " ) 6     |
|  |     | ● 公営企業公告                                       |
|  |     | ○下水道排水設備工事業者の指定について (企業総務課) 6                  |

## 告 示

### ●金沢市告示第50号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

令和2年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称  
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営本町2丁目自転車駐車場  
 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場  
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場  
 金沢市営森本駅西自転車駐車場

- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
- 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
- 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
- 金沢市営割出駅前自転車駐車場
- 金沢市営三ツ屋駅前自転車駐車場
- 金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場
- 金沢市営光が丘2丁目自転車駐車場
- 金沢市営四十万バス停前自転車駐車場
- 金沢市営木越団地自転車駐車場
- 金沢市営鳴和バス停前自転車駐車場
- 金沢市営若松バス停前自転車駐車場
- 金沢市営香林坊地下自転車駐車場
- 金沢市営柿木島自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場

2 移動し、保管した自転車等の台数

- 自転車 153台
- 原動機付自転車 3台

3 自転車等を移動し、保管した日

令和2年2月1日から同月29日まで

4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所

金沢市此花町3番2号  
公益財団法人金沢まちづくり財団

5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 令和2年3月11日から同年6月10日まで

午前10時から午後7時まで

場所 金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第51号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和2年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

| 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所 | 撤去し、保管した自転車等の台数 |   |   |    |
|---------------------|-----------------|---|---|----|
| 金沢駅前自転車等放置禁止区域      | 自               | 転 | 車 | 1台 |
| 香林坊地区自転車等放置禁止区域     | 自               | 転 | 車 | 1台 |
| 西金沢駅前自転車等放置禁止区域     | 自               | 転 | 車 | 2台 |
| 片町地区自転車等放置禁止区域      | 自               | 転 | 車 | 1台 |
| 竪町地区自転車等放置禁止区域      | 自               | 転 | 車 | 1台 |
| 駅西本町1丁目地内           | 自               | 転 | 車 | 1台 |
| 西都1丁目地内             | 自               | 転 | 車 | 3台 |

2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日

令和2年2月1日から同月29日まで

3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

令和2年3月11日から同年9月10日まで

(2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第52号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条の規定により、令和2年度分の固定資産税に係る土地又は家屋の価格等を記載した土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり納税者の縦覧に供します。

令和2年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

| 縦 覧 場 所                    | 縦 覧 期 間   | 縦 覧 時 間         |
|----------------------------|---|-----------------|
| 金沢市広坂1丁目1番1号<br>金沢市総務局資産税課 | 令和2年4月1日から同月30日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。） | 午前9時から午後5時45分まで |

●金沢市告示第53号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示します。

令和2年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

| 事業所番号      | 事業所の名称                     | 事業所の所在地                 | 事業者の名称     | 事業者の主たる事務所の所在地   | 障害福祉サービスの種類 | 主たる対象者                         | 指 定年月日       |
|------------|----------------------------|-------------------------|------------|------------------|-------------|--------------------------------|--------------|
| 1710105303 | サンウェルズ<br>藤江ヘルパー<br>ステーション | 金沢市藤江南<br>1丁目103番<br>地1 | 株式会社サンウェルズ | 金沢市二宮町<br>15番13号 | 居宅介護        | 身体障害者<br>（肢体不自由に限る。）<br>難病等対象者 | 令和2年<br>3月1日 |

●金沢市告示第54号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和2年3月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

| 路 線 名                 | 区 間  | 供用開始日     |
|-----------------------|--|-----------|
| 準 幹 線 565号<br>土 清 水 線 | 銚 子 町 ラ 5 番 10先から<br>上 辰 巳 町 拾 字 72番 1 先まで | 令和2年3月22日 |

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第74条第5項及び同法第75条第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和2年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,526人

## ●金沢市選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和2年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

125,425人

## ●金沢市選挙管理委員会告示第3号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和2年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

125,425人

## ●金沢市選挙管理委員会告示第4号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和2年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,526人

## ●金沢市選挙管理委員会告示第5号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和2年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

62,713人

---

 監 査 公 表
 

---

## ●金沢市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した財務事務等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

令和2年3月11日

|         |   |   |       |
|---------|---|---|-------|
| 金沢市監査委員 | 林 | 充 | 男     |
| 金沢市監査委員 | 中 | 村 | 哲 郎   |
| 金沢市監査委員 | 黒 | 沢 | 和 規   |
| 金沢市監査委員 | 山 | 本 | 由 起 子 |

第1 監査の概要

1 監査の対象部局及び実施期間

| 監 査 の 対 象 部 局 等 |  | 実施期間                       |
|-----------------|--|----------------------------|
| 経 済 局           | 産業政策課、商工業振興課、労働政策課<br>営業戦略部<br>金沢営業戦略室、クラフト政策推進課、企業立地課、観光政策課 | 令和元年7月16日<br>）<br>令和2年3月2日 |
| 農 林 水 産 局       | 農業水産振興課、農業基盤整備課、森林再生課  |                            |
| 市 民 局           | 市民協働推進課、人権女性政策推進課、市民課  |                            |
| 環 境 局           | 環境政策課、リサイクル推進課、環境指導課   |                            |
| 都 市 整 備 局       | 都市計画課、景観政策課、緑と花の課、市街地再生課<br>定住促進部<br>住宅政策課、市営住宅課、建築指導課       |                            |
| 土 木 局           | 道路建設課、道路管理課、内水整備課、営繕課  |                            |
| 危 機 管 理 監       | 危機管理課  |                            |
| 議 会 事 務 局       | 総務課  |                            |
| 市 立 病 院         | 事務局  |                            |

2 監査を執行した監査委員

林 充男、中村哲郎、黒沢和規、山本由起子

3 監査の対象範囲

平成30年度における財務に関する事務等（ただし、必要と認められた令和元年度及びその他の年度の事務等を含む。）

4 監査の対象項目

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 財産管理に関する事務
- (5) 経営に係る事業の管理
- (6) その他必要と認める項目

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点の「財務事務監査の着眼点」、「経営に係る事業管理監査の着眼点」、「工事監査等の着眼点」及び「行政監査の着眼点」に基づき、当該事務事業が法令等に従って適正かつ効率的・効果的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

6 監査の実施内容

監査にあたっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第2 監査の結果

財務に関する事務等の執行は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

なお、公表すべき事項には至らなかったが、改善を必要とする事項については、関係課長に改善を促したので、記述を省略した。

消 防 局 公 告

消防訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

令和2年3月11日

金沢市消防長 清 瀬 守

場 所 金沢市北陽台2丁目地内

日 時 令和2年3月20日（金） 午前10時30分から午前11時30分まで

金沢市消防団火災防御訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

令和2年3月11日

金沢市消防長 清 瀬 守

場 所 金沢市中央消防署管轄区域内（広坂2丁目地内）

日 時 令和2年3月22日（日） 午前11時00分から午前11時30分まで

場 所 金沢市金石消防署管轄区域内（普正寺町地内）

日 時 令和2年3月22日（日） 午前11時00分から午前11時30分まで

## 公 営 企 業 告 示

### ●金沢市公営企業告示第7号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項（金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、調整単位数金を算定したので、同条例第20条の3第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年3月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

1 令和元年11月1日から令和2年1月31日までの原料の平均価格等

(1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 52,990円

(2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 50,720円

(3) 1トン当たり平均原料価格 53,070円

2 原料価格変動額 36,400円

算式 89,530円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 53,070円（1トン当たり平均原料価格）＝ 36,400円（100円未満切捨て）

3 1立方メートル当たり調整単位数料金の額

算式 基準単位数料金の額－36,400円（原料価格変動額）／ 100円×0.082円

この結果、令和2年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される調整単位数料金の額は、基準単位数料金の額から29.85円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

### ●金沢市公営企業告示第8号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位数料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年3月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

1 令和元年11月1日から令和2年1月31日までの平均原料価格

1トン当たり 50,720円

2 原料価格変動額 35,600円

算式 86,340円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 50,720円（1トン当たり平均原料価格）＝ 35,600円（100円未満切捨て）

3 1立方メートル当たり調整単位数料金の額

算式 基準単位数料金の額－35,600円（原料価格変動額）／ 100円×0.204円

この結果、令和2年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される調整単位数料金の額は、基準単位数料金の額から72.63円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

## 公 営 企 業 公 告

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定により令和2年3月1日に次の者を下水道排水設備工事業者として指定したので、同規程第11条第1号の規定により公告します。

令和2年3月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

| 指定番号 | 商号又は法人名  | 営業所の所在地        |
|------|----------|----------------|
| 631  | 東洋電建株式会社 | 金沢市久安6丁目208番地1 |

令和2年(2020年)3月11日 印刷  
令和2年(2020年)3月11日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄